

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年12月 8 日

【会社名】 株式会社マクアケ

【英訳名】 Makuake, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中山 亮太郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目16番 1 号

【電話番号】 03-6328-4038

【事務連絡者氏名】 IR部 部長 金 廷賢

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目16番 1 号

【電話番号】 03-6328-4038

【事務連絡者氏名】 IR部 部長 金 廷賢

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2023年12月7日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年12月7日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

(1) 当社が柔軟かつ機動的な事業活動を展開することができるようにするため、事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。

(2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、上場企業において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社におきましても、将来的な株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは、遠隔地の株主を含めより多くの株主が株主総会へ出席しやすくなり、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながるとともに、特に感染症の拡大や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減できることから、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、当社は、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第66条第1項に規定する経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2023年8月23日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

監査等委員でない取締役として、中山亮太郎、坊垣佳奈、木内文昭、生内洋平、中山豪、勝屋久、馬淵邦美の各氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	85,872	2,721	-	(注)1	可決 96.92
第2号議案 監査等委員でない取 締役7名選任の件					
中山 亮太郎	86,439	2,203	-	(注)2	可決 97.50
坊垣 佳奈	87,167	1,475	-		可決 98.32
木内 文昭	87,194	1,448	-		可決 98.35
生内 洋平	87,220	1,422	-		可決 98.38
中山 豪	87,213	1,429	-		可決 98.38
勝屋 久	87,255	1,387	-		可決 98.42
馬淵 邦美	87,251	1,391	-		可決 98.42

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上